

淡海の川づくり検討委員会 議事概要

日時 令和4年9月26日(月) 10:00~11:20
場所 滋賀県大津合同庁舎 7-D会議室
出席者 淡海の川づくり検討委員会(滋賀県河川整備計画検討委員会)
里深委員長、市川副委員長、村上委員、平山委員、山中委員
事務局 滋賀県土木交通部流域政策局
広域河川政策室、流域治水政策室、河川・港湾室、水源地域対策室
議事 ・県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について
・河川整備計画の策定状況と今後の予定について
概要 県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について説明し、委員会より答申(意見の骨子)をいただきました。

■県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について

委員:(資料1-4のp33に関して)明治29年9月降雨を推定式により推定しているとは具体的にどういうことですか。

事務局:明治29年9月降雨は1時間雨量等の短時間の観測データが存在しないため、過去における彦根および国内の記録的豪雨のデータから推定される計算式を用いて算出しています。

委員:滋賀県内の河川の流域は小さく、短時間の強い雨が治水計画において重要になります。そのため1時間雨量データが存在しない明治29年9月降雨についても棄却せずに考慮する必要があります。

委員:推定値であっても、大きな雨であった明治29年9月降雨のデータを治水計画の材料として活用することについては妥当だと考えます。

委員:高水流量の算定について「滋賀県降雨強度式から外力を設定している河川」と「当該流域における降雨特性を考慮した外力を設定している河川」の2通りの方法が存在しますが、この区分は今回決めたことなのか、以前から決まっていたことなのか教えてください。

事務局:以前から決まっていたことです。治水計画を考える段階で比較的大きい流域の河川は「当該流域における降雨特性を考慮した外力を設定している河川」、比較的小さい流域の河川は「滋賀県降雨強度式から外力を設定している河川」と設定しました。

委員:直轄区間がある河川については計画の整合性が取れている必要がありますが、県内の直轄区間が存在する河川は大戸川と野洲川の2つという認識で問題ないですか。

事務局:丹生ダムの建設計画が存在していたため高時川の上流にも直轄区間があり

ます。しかし丹生ダムの建設が中止になったため治水計画は大戸川と野洲川が直轄区間と考えて差支えはないと考えています。

委員：(資料1-4のp40に関して) 暫定整備中河川が7河川あるが、具体的にどのように整備計画変更のタイミングを決めるのか、またどのように整備内容を変えていくのかについて教えてください。

事務局：基本的には現行の整備計画が完了した後に気候変動を踏まえた治水計画に見直していきます。一方、気候変動を踏まえた治水計画の検討自体は並行して進めていきたいと考えており、検討した結果、手戻りがない整備ができるのであれば、整備計画変更のタイミングでの計画への位置付けを考えていきます。

委員：暫定整備中の7河川における整備状況と検討のタイミングについて教えてください。

事務局：河川ごとに整備計画の策定期間が異なるため、整備の進捗も異なっていますが、どの河川もすでに着手しています。また検討のタイミングについては、この検討方針でご了解いただければ7河川同時に検討を進めていく予定です。

委員：(資料1-4のp40に関して) 手戻りが発生した場合はどのように対応する予定なのですか。

事務局：手戻りが発生すると判断した場合は、このような委員会でご審議等もいただきながら、対応方針を検討していきたいと考えています。

委員：検討を進めていく中で選択肢が増える可能性もあります。将来的には増えた選択肢も考慮しながら、これまで整備したものが無駄にならないように進めていかれることを期待しています。

事務局：「手戻り」のイメージについて説明します。気候変動に伴う降雨量の増大により、計画流量も増えてくるのが分かってきた中で、これまで現行計画に沿って整備を進めてきた河川について、せっかく作った護岸をやり直したり、橋梁を再度架替えるなど、「手戻り」が極力無いように、例えば上流に遊水地などの新たなメニューを位置付けるなど、個別河川毎の状況も踏まえながら、効率的な河川整備となるよう、検討していきます。

委員：今年の8月に高時川で洪水があったが、当時の雨量は想定範囲内だったのでしょか。また、それに伴い、現在実施中の整備メニューの見直しは必要になってきたか伺います。

事務局：今年8月の大雨で高時川が溢水しました。この大雨を受け、整備メニューの見直しも含めて現在検証中ではありますが、今回降った雨は高時川上流の一部エリアに短時間に集中しており、姉川・高時川流域で見るとそれほど大きな雨量でなかったが、上流の流域規模で見ると、非常に大きな雨量で

あったと推定しています。

委員：8月降雨について、雨域がもう少し南に伸びて姉川流域にもかかっていた場合はより深刻な被害になる懸念があったことは想定しておくべきだと思います。

委員：(資料1-4のp36に関して)「当該流域における降雨特性を考慮した外力を設定している河川」における2度上昇時の降雨量変化倍率について河川毎に異なっているが、それを包絡した「1.1倍」をすべての河川に適用するという理解でよいですか。

事務局：そのご理解で間違いありません。クリティカルとなる「1.1倍」という値をすべての河川に適用していきます。

委員：将来気候の予測そのものに不確かさがあるので、降雨量変化倍率の設定は非常に難しい。そのような中、どの程度であれば将来にわたって安心できる河川整備ができるかということを考えれば、やや安全側である「1.1倍」という数字は妥当であると考えます。また、河川整備の進め方はさらに難題であり、手戻りのない整備をどのように進めていくのかについて、各河川の状況を踏まえて工夫していく必要があると考えています。

事務局：降雨量変化倍率については、既に国の提言で近畿地方「2℃上昇 1.1倍」が出されていたのでそのまま使用することも考えましたが、県管理河川の流域規模でも確認した方がよいという判断で、今回県として検証しました。結果、気候変動モデルの不確かさも踏まえ、クリティカルな値として「2℃上昇 1.1倍」とさせていただいたところです。

県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)に関する答申

審議の結果、県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について、妥当であると判断した。今後、個別河川における検討を進められたい。

■河川整備計画の策定状況と今後の予定について

特に意見はありませんでした。

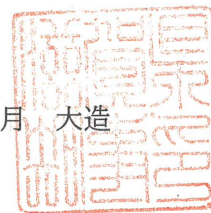
以上



滋 広 政 第 156 号
令和4年(2022年)8月10日

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文 様

滋賀県知事 三日月 大造



「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)」について(諮問)

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

諮問事項

- ・県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)

滋賀県土木交通部 流域政策局 広域河川政策室
担当 企画・計画係 柳本・花房
TEL 077-528-4274 FAX 077-528-4904
E-mail:hanafusa-daisuke@pref.shiga.lg.jp(花房)

令和4年(2022年)9月26日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文

県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について(答申)

令和4年8月10日付け滋広政第156号で諮問のあった標記について、別紙のとおり答申
します。

「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方（案）」に関する答申

審議の結果、県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方（案）について、妥当であると判断した。今後、個別河川における検討を進められたい。